

令和 8 年度
大阪市住宅等の脱炭素化促進事業補助金
対象事業 3
(賃貸集合給湯省エネ 2026 事業対応)
公募要領
令和 8 年 (2026 年) 8 月

【事前申込受付期間】

令和 8 年 8 月 10 日 (月) ～令和 9 年 1 月 8 日 (金) 正午

ただし、予算がなくなり次第終了します。

【注意事項】

- この補助金は国の補助事業である「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」の交付を受けた大阪市内の賃貸集合住宅を対象としています。ただし、この補助金の独自の要件があります。
- 事前申込、交付申請の手続きは、工事を施工（請負）した事業者が、工事発注者の同意を得た上で行います。
- 工事発注者は、手続きを行うことはできません。

大阪市省エネ補助金事務局

((一社) 環境技術普及促進協会内)

目 次

1	事業概要.....	1
2	事業の流れ.....	1
3	重要なお知らせ（※国制度との違い等）	2
4	申請者（施工業者等）及び共同事業者（工事発注者）	3
5	事前申込及び交付申請する者（交付申請者）の要件.....	4
6	補助金交付の対象工事	4
7	補助金額の算出と上限額.....	4
8	補助金の交付と還元	5
9	手続きの全体フローと事業スケジュール.....	6
10	事前申込及び交付申請の手続き方法等.....	8
11	補助金の併用	9
12	効果検証への協力.....	9
13	取得財産等の管理と処分の制限.....	9
14	書類の保管義務.....	10
15	その他注意事項.....	10
	別紙1	11

【お問い合わせ先等】

大阪市省エネ補助金事務局（（一社）環境技術普及促進協会内）

コールセンター

TEL : 050-3669-0995

（平日 9:00 ～ 17:00、年末年始を除く）

事務局ホームページ（お問い合わせフォームへのリンク）

<https://www.eta.or.jp/osaka/2026/house/index.php>



大阪市省エネ補助金事務局（以下「事務局」）は、大阪市から省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付を受け、令和 8 年度大阪市住宅等の脱炭素化促進事業に関する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」）を交付規程^{※1}及び実施要領^{※2}に基づき実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、よく読んで手続きをお願いします。

※1 令和 8 年度省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金 住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業交付規程

※2 省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業実施要領

1 事業概要

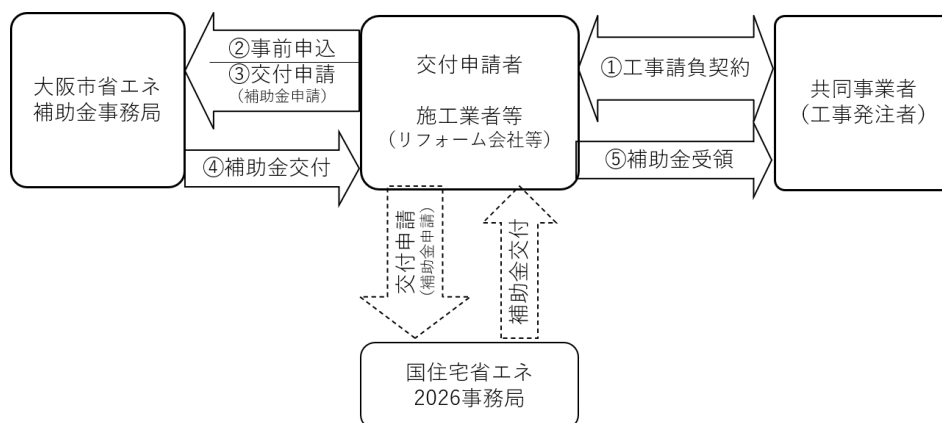
家庭の早期の省エネルギー化を図り、小型の省エネ型給湯器の導入を加速させることで、関連産業の競争力強化や経済成長を実現し、GX を加速させるとともに、大阪市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することなどを本補助事業の目的としています。

本補助事業では、国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」の交付決定を受けた小型の省エネ型給湯器の設置工事を対象として、大阪市の独自に上乗せして補助を行う制度となっており、国の審査結果に連動して補助金を交付します。

2 事業の流れ

この補助金は住宅等の所有者、居住者又は管理組合等である共同事業者（工事発注者）と契約を締結した申請者（施工業者等）が、国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」への申請手続きに並行して、共同事業者の同意を得て事前申込、交付申請を行い、補助金の交付を受けるものです。

補助金の交付を受けた申請者（施工業者等）は、あらかじめ共同事業者（工事発注者）と合意した還元方法により、補助金相当額を共同事業者へ還元します。



3 重要なお知らせ（※国制度との違い等）

(1) 令和 8 年度予算による執行と工事着工日の要件

本補助事業は、大阪市の令和 8 年度予算で実施します。一方で、国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」は、令和 7 年度補正予算で実施されています。

このため、国の事業では「令和 7 年（2025 年）11 月 28 日以降」に着手する工事を補助対象としていますが、**本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に着手する工事を補助対象とします。**令和 8 年 3 月 31 日以前に着工した工事は補助対象外となりますので十分にご注意ください。

なお、国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」は、交付申請の手引き 1-9 着工日と交付申請の時期 において、次の表のとおり、補助対象製品（1 台目）設置工事の着手日としており、本補助事業でも同様とします。

また、この着工日は、国の申請ポータルに入力し、交付申請書に記載される日となります。

申請区分	着工日
リフォーム工事	補助対象製品（1 台目） 設置工事※の着手日
リース利用	

※設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。

(2) 「事前申込」の必須化と「交付申請」について

予算の利用状況を正確に把握するため、本補助事業への交付申請の前に、すべての方に「事前申込」を必須とします。

事務局による「事前申込」の審査が完了し、国から交付決定を受けた後、本補助事業への「交付申請」が可能となります。

ただし、「事前申込」の審査が完了していても、原則として、令和 9 年 2 月 21 日までに「交付申請」されない場合など、補助金をお支払いできないことがありますので、予めご了承ください。詳しくは、「9 手続きの全体フローと事業スケジュール」をご確認ください。

	国への申請 の進捗	大阪市補助事業		
		事前申込	交付申請	実績報告※
工事着手後	仮予約	× 国の予約済、 交付申請後に 事前申込	×	×
	予約（審査中）			
	予約済	○	×	×
工事完了後	交付申請		国の交付決定後 に交付申請	
	交付決定		○	
	実績報告※			
	交付額確定			

※国は、交付額確定時に、ポータルサイトからダウンロードできるようになります。また、大阪市補助事業でも、メールで、実績報告書をお送りしますので、申請者の手続きはありません。

(3) 「事業者登録」について

国の賃貸集合給湯省エネ 2026 事業への事業者登録の状況や本補助事業の補助金の受取り口座を登録するため、個別の申請に先立ち事業者登録をしていただく必要があります。

詳しくは、「対象事業 1,2,3 事業者登録 入力の手引き」をご確認ください。

4 申請者（施工業者等）及び共同事業者（工事発注者）

- ・リフォーム工事の共同事業者（工事発注者）が最終的に補助金を受領する者となります。
- ・補助金の交付申請は、共同事業者（工事発注者）と申請者（施工業者等。なお、本補助事業の交付決定を受けた後は「補助事業者」となります。）が共同で行います。
事前申込や交付申請などの具体的な手続きは、申請者（施工業者等）が代表して行います。
- ・申請者（施工業者等）は、共同事業者（工事発注者）から依頼を受けた本補助事業の交付申請手続き等を遅滞なく、また適正に実施する必要があります。また、当該手続きの進捗に関する共同事業者（工事発注者）からの問い合わせに誠実に対応する必要があります。
- ・申請者（施工業者等）、共同事業者（工事発注者）とも、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 事前申込及び交付申請する者（交付申請者）の要件

本補助金の事前申込及び交付申請する者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 国の賃貸集合給湯省エネ 2026 事業に事業者登録（賃貸集合給湯省エネ事業者として登録）されていること。また、本補助事業の「交付申請」を行う時点において、同事業の交付決定を受けた者であること。
- (2) 本補助金申請にあたって、共同事業者である工事発注者の同意を得ていること。
- (3) 共同事業者に本補助事業申請に係る個人情報を提供する旨の同意を得ていること。
- (4) 本補助金の還元方法、還元見込み額及び還元時期について、共同事業者とあらかじめ同意を得ていること。
- (5) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

6 補助金交付の対象工事

本補助金交付の対象工事は、下記の①、②いずれも満たすものとします。

- ①大阪市内に所在する既存賃貸集合住宅において、その賃貸集合住宅のオーナー等（1棟あたり2戸以上の賃貸住宅を所有）が、従来型給湯器を小型の省エネ型給湯器へリフォーム工事またはリース利用により導入を行う事業であること。
- ②令和8年（2026年）4月1日以降に着手（着工）※された工事であること。
※国の申請ポータルに入力する着工日で、交付申請書に記載される日とします。
- ③「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」の交付決定を受けていること。

7 補助金額の算出と上限額

補助金額は、国は設置する小型の省エネ型給湯器の種類ごとに補助額が異なりますが、本補助事業では、種類にかかわらず1台につき3万円です。

設置する高効率給湯器	補助額	補助上限(住戸あたり)
小型の省エネ型給湯器 (エコジョーズ/エコフィール)	1台につき3万円	1住戸につき 1台まで

【補助金額の確定方法（国補助等との併用）】

当該工事の補助対象経費から国の補助額を差し引いた額（申請者の実質負担額）が、補助額を下回る場合は、その実質負担額を最終的な補助金額とします。

※算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

【申請回数に関する注意事項】

国と同様、重複申請はできません。

8 補助金の交付と還元

国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」と同様、事務局は交付申請を行った申請者（施工業者等）に補助金の交付を決定します。その後、補助金を交付しますので、同申請者から共同事業者（工事発注者）に以下の①又は②のいずれかの方法により還元します。

還元方法、還元額及び還元時期については、必ずしも国と同一にする必要はありませんが、あらかじめ両方で合意しておいてください。

①補助事業に係る契約代金に充当する方法

②現金で支払う方法

※トラブル防止のため、補助金の還元についての合意内容の記録や補助金を還元したことがわかる書類等を保管してください。

※共同事業者（工事発注者）への還元がなされない場合は交付決定を取消し、補助金の返還を求めるとともに、事業者名の公表等の措置を講じる可能性があります。

事務局は、交付決定・額確定後、国と同様に共同事業者（工事発注者）に交付決定内容等を記載したハガキの送付を予定しています。

また、事務局は、国の事務局の協力を得て本補助事業の交付決定情報を照会し、国の補助金を受給しているか確認します。

9 手続きの全体フローと事業スケジュール

(1) 手続きの全体フロー



※1 国の統括アカウント登録担当者と同一である必要はありません。

※2 国と異なり、**1事業者1口座**のみ登録可能です。

(2) 事業スケジュール

工事着手日※	令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年12月31日までに着工
「事前申込」の受付期間	令和 8 年 8 月10日（月）14:00～令和 9 年 1 月8日（金）正午 （ただし、予算がなくなり次第終了）
「交付申請」の受付期間	「事前申込」審査完了後～令和 9 年 2 月21日（日）（原則）
交付申請後の 「国の交付額確定通知」 添付（アップロード期間）	「交付申請」申請フォーム入力後～令和 9 年 2 月28日（日）（原則）

※ 国の申請ポータルに入力する着工日で、交付申請書に記載される日とします。

○対象となる工事の着手日について

本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に着手する工事を補助対象とします。令和 8 年 3 月 31 日以前に着工した工事は補助対象外となりますので、十分にご注意ください。

なお、国の「賃貸集合給湯省エネ 2026 事業」は、交付申請の手引き 1-9 着工日と交付申請の時期 において、次の表のとおり、補助対象製品（1 台目）設置工事の着手日としており、本補助事業でも同様とします。

また、この着工日は、国の申請ポータルに入力し、交付申請書に記載される日となります。

申請区分	着工日
リフォーム工事	補助対象製品（1台目） 設置工事※の着手日
リース利用	

※設置工事には、従来型給湯器の撤去を含みます。

○事前申込の受付順と不備の取り扱い

「事前申込」は先着順での受付となります。

申請フォームの入力および必要書類の提出が完了した申請から順に受け付けます。

ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合は、不備が解消された時点で受付完了となります。

○予算上限による受付終了

「事前申込」の受付期間中であっても、補助金の予算上限に達し次第、受付を終了します。この場合、すでに国の交付決定を受けている案件であっても本補助金の交付はできません。

○手続き期限に関する注意事項

「事前申込」の審査が完了している場合であっても、以下の期限までに手続きが行われない場合は補助金の交付ができません。

- ①原則として、令和9年2月21日（日）までに、国からの交付決定を受け、本補助金への「交付申請」が行われない場合。
- ②「交付申請」後、原則として、令和9年2月28日（日）までに、国からの交付額確定通知を含む追加書類の提出がない場合。

【申請者（施工業者等）へのお願い】

工事発注者（共同事業者）に対して上記の事項（予算終了や期限切れによる補助金が交付されないリスク等）を十分にご説明し、ご理解いただいた上で、事前申込および交付申請をご検討ください。

10 事前申込及び交付申請の手続き方法等

詳細は、「対象事業 1,2,3 事業者登録 入力の手引き」、「対象事業 3 入力の手引き」をご覧ください。

(1) 手続きを行う者

- 5 事前申込及び交付申請する者（交付申請者）の要件を満たす施工業者等

(2) 手続き方法

オンライン申請フォームから提出

(3) 手続き内容

①事業者登録、事前申込、交付申請時に入力する主な内容

○申請者（施工事業者）

住所又は所在地、代表者の肩書/氏名、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレス、補助金振込先の口座情報(申請者名義のもの)

○共同事業者（工事発注者）

氏名又は名称、現住所、電話番号

○補助対象工事

契約年月日、着工日、対象住宅の所在地、賃貸集合給湯省エネ 2026 事業の交付決定日、賃貸集合給湯省エネ 2026 事業の交付決定額、賃貸集合給湯省エネ 2026 事業の交付額確定日

○申請者が本補助事業の交付申請に当たり、共同事業者の同意を得た旨

②提出する添付書類

段階		No.	書 類	チェック
事業者登録		1	国への事業者登録申請情報入力画面の写し (登録事業者番号、参加する事業がわかるもの)	
		2	登録する口座の通帳等の写し	
事前申込 (STEP1)		3	国への交付申請情報入力画面の写し (国への申請内容が全てわかるもの)	
交付申請	STEP2	3'	国への交付申請情報入力画面の写し	
		※	(新たにPDF化した国への申請内容が全てわかるもの)	
		4	国補助の交付申請書の写し	
		5	国補助の交付決定通知書の写し	
		【国から交付額の確定を受けている場合】		—
		6	国補助の実績報告書 (兼請求書) の写し	
		7	国補助の交付額確定通知の写し	
	STEP3 (必要な場合)	【STEP2で添付がない場合】		—
		6	国補助の実績報告書 (兼請求書) の写し	
		7	国補助の交付額確定通知の写し	

※事前申込を国の進捗が、「額確定」でされた方は、内容が同じとなりますが、再度、添付をお願いします。

11 補助金の併用

本補助金の交付を受ける者は、「貸貸集合給湯省エネ 2026 事業」以外の同種の補助金の交付を重複して受けることはできません。

12 効果検証への協力

共同事業者等は、事業完了後、大阪府が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、大阪府（大阪府から委託を受けた民間事業者を含みます。）及び事務局から検証に必要な情報提供の指示があった場合には、協力しなければなりません。

13 取得財産等の管理と処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増した補助対象製品については、補助事業終了後も善良な注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的に活用してください。

本補助事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助事業完了後から6年間、本事務局の承認なく、本補助事業の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、本補助事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅等を、住宅等として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合を除きます。

上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

14 書類の保管義務

補助事業者は、本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び以下の証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間適切に保存しなければなりません。

交付決定通知書及び交付額確定通知書

15 その他注意事項

(1) 立入検査等

大阪市又は事務局の職員は、予算執行の適正を期するため必要があるときは、報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

取得した個人情報等は、申請に係る事務処理、通知・連絡、アンケート等の調査、適正な執行の確認に利用します。また、重複受給の確認等のため、国及び国の間接補助事業を実施している事務局等へ提供する場合があります。

(3) 交付決定の取消し及び補助金の返還・延滞金

申請内容に虚偽があった場合や、補助金を他の用途に使用した場合、その他交付規程に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じます。返還期限内に納付がない場合は、大阪市規則に準じて加算金や延滞金が徴収される場合があります。

なお、事務局は、国の事務局の協力を得て本補助事業の交付決定情報を照会し、国の補助金を受給しているか確認します。

(4) 疑義等が生じた場合の対応について

本公募要領に明記されていない事態（交付決定後の事業内容の変更や中止、申請の取下げ、氏名・名称や住所の変更など）が発生した場合や、手続きにおいて不明な点が生じた場合は、自己判断で処理せず、必ず事前に事務局へお問い合わせいただき、その判断や指示を仰いでください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。